

京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく 収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成25年3月15日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第14条第2項の規定による同条第1項に規定する収支報告書等の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 京都府政務活動費の交付に関する規程（平成25年3月15日。以下「規程」という。）第11条第2項の京都府議会議長（以下「議長」という。）が指定する場所は、京都府議会図書館（以下「議会図書館」という。）とする。

(閲覧時間)

第3条 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第4条 閲覧業務を行わない日は、京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項に規定する府の休日とする。

2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第5条 閲覧者は、議会図書館の受付において、政務活動費収支報告書閲覧者記録簿（別記様式）に閲覧日、氏名、住所その他必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物、植物、カメラ、コピー機器、危険物等を閲覧場所に持ち込まないこと。
- (2) 音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 指定された場所以外での閲覧は行わないこと。
- (4) 当該書類を返却する際、係員の確認を受けること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閱覽の中止又は禁止)

第7条 議長は、閱覽者が規程又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閱覽を中止させ、又は閱覽を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

別記様式

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書
閱 覧 者 記 録 簿

閱 覧 日	年 月 日
氏 名	
住 所	
閱 覧 の 対 象	会派に係る政務活動費 議員に係る政務活動費